

# 資料編

1. 用語集（50音順）
2. 改訂までの経緯
3. 委員名簿

# 1. 用語集 (50 音順)

---

## あ行

### 磯焼け (いそやけ)

「浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象」のことで、一旦、磯焼けが発生すると、藻場の回復までに長い年月を要したり、磯根資源の成長の不良や減少を招いたりするため、沿岸漁業に大きな影響を及ぼす。

### インバウンド (いんばうんど)

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

### 海業 (うみぎょう)

海を資源とし、海のもつ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群（漁業や海洋性レクリエーションなど）や集積の集まりの総称のことで、三浦市では、海に関係する異業種の連携による産業振興に取り組んできた。

## か行

### 街区 (がいく)

市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域のこと。

### 活断層 (かつだんそう)

新生代第四紀（約 180 万年前又は 260 万年前）後期以降に地震を起こし、今後も活動を継続すると考えられる断層のこと。

### 関東ふれあいの道 (かんとうふれあいのみち)

関東地方、一都六県（東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県）をぐるりと一周する長距離自然歩道（総延長 1,799km、全 160 コース）で、東京都八王子の梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、妙義山、太平山、筑波山、霞ヶ浦、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結んでいる。

### 急傾斜地崩壊危険区域 (きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき)

崖の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある場所及びこれに隣接する土地のうち、崖の崩壊を助長又は誘発するおそれのある土地に対し、崖の崩壊を防止するため、神奈川県が指定する区域のこと（急傾斜地とは、傾斜度 30 度以上である崖のこと。）。

### 漁業センサス (ぎょぎょうせんさす)

我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握する目的で、昭和 24 年以降全国的な規模で実施している調査。

### 近郊緑地保全区域 (きんこうりょくちほぜんくいき)

首都圏の近郊整備地帯のうち、文化財や緑地や観光資源等の保全等を目的に指定される

区域のことで、区域内では、建築物の建築や宅地造成及び木の伐採等を行うときに、一定の制限がかかる。

#### 区域区分（くいきくぶん）

無秩序な市街地の拡大を防ぎ、効率的な公共投資及び計画的な市街地形成を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、「線引き」ともいう。

#### 景観計画（けいかんけいかく）

景観法（平成 16 年施行）に基づき、景観行政団体が景観行政を進めるために定める基本的な計画で、景観計画区域及びその区域における良好な景観形成に関する方針、建築行為等の制限に関する事項等を定めるもの。

#### 経済センサス - 活動調査（けいざいせんさす かつどうちょうさ）

経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス - 基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス - 活動調査」の二つから成り立っている。経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得る目的で、平成 24 年以降全国的な規模で実施している調査。

#### 下水道普及率（げすいどうふきゅうりつ）

下水道が整備された地域の人口が、市全体の人口に占める割合をいう。

#### ゲストバース（げすとばーす）

プレジャーボートと漁船とのトラブルの防止と漁港の秩序維持を図ることを目的として、プレジャーボートの係留のために整備された施設のこと。

#### 減災（げんさい）

自然災害を完全に予測し防ぐことは困難であるため、持てる資源を最大限に活用して、被害を可能な限り減らしていこうとする考え方をいう。

#### 工業統計調査（こうぎょうとうけいちょうさ）

我が国工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間における経済構造統計を作成する目的で、明治 42 年以降全国的な規模で実施している調査。

#### 合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと推定される子供の数に相当する。

#### 交通結節点（こうつうけっせつてん）

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設で、移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通

路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。

#### **高度衛生管理（こうどえいせいかりり）**

水産庁が策定する「高度衛生管理基本計画」において、取り扱われる水産物について、総合的な衛生管理体制の確立を目指すもので、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的及び物理的危険を分析・特定の上、危険要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築するもの。

#### **高度地区（こうどちく）**

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと。

#### **高齢化率（こうれいかりつ）**

65歳以上人口が、市全体の人口に占める割合をいう。

#### **国勢調査（こくせいちょうさ）**

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る目的で、大正9年以降全国的な規模で実施している調査。

#### **国立社会保障・人口問題研究所（こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうじょ）**

国の機関であり、同研究所が推計する値は、人口と世帯数に関するデータを、全国及び地域単位で推計し、多くの自治体等における将来人口推計の目安として、また、国の各種施策立案等の基礎資料として、公表されている。

#### **コンセッション方式（こんせっしょんほうしき）**

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

#### **コンパクト・プラス・ネットワーク（こんぱくと・ぷらす・ねっとわーく）**

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

### **さ行**

#### **再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）**

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。

#### **市街化区域（しがいかくいき）**

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

#### **市街化調整区域（しがいかちょうせいくいき）**

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで、原則として、一定の要件に該当するもの以外の開発行為や建築行為は制限される。

**自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）**

優れた自然環境がある区域、特異な地形、地質、自然環境が生じている区域、動植物を含む自然環境が優れた状況を維持している区域等で、その区域における自然環境を保全することが特に必要とされる地域において定めるもの。

**シティセールス（していせーるす）**

定住人口及び交流人口の増加等のために、国内各地や世界に向けて三浦市を広く宣伝し、売り込む活動のこと。

**準防火地域（じゅんぼうかちいき）**

防火地域に準ずる地域地区として定められており、都市防災上の観点から建築物の構造に一定の制限を設けたもので、この地域では、大規模な建築物は耐火建築物、それ以外の一定規模以上の建築物も耐火建築物・準耐火建築物にすることとされている。

**商業統計調査（しょうぎょうとうけいちょうさ）**

商業を営む事業所について、業種別、従業者規模別、地域別等に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得る目的で、昭和27年以降全国的な規模で実施している調査。

**生産緑地地区（せいさんりょくちちく）**

市街化区域内にある一定の要件に該当する農地を保全することを目的に指定される地区のことで、指定された農地では、税制面での優遇を受ける代わりに、一定の土地利用制限がかかる。

**全国道路・街路交通情勢調査（ぜんこくどうろ・がいろこうつうじょうせいちょうさ）**

全国道路交通の現況と問題点を把握し、将来にわたる道路の整備計画を策定するための基礎資料を得る目的で、昭和3年度以降全国的な規模で実施している調査。「道路交通センサス」とも称されている。

**た行****地区計画（ちくけいかく）**

住民の生活に身近な地区について、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方など、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画のこと。

**超高齢社会（ちょうこうれいしゃかい）**

WHO（世界保健機構）や国連の定義された水準等から、一般的に高齢化率が7%超で「高齢化社会」、同14%超で「高齢社会」、同21%超で「超高齢社会」と称されている。

**特定第3種漁港（とくていだいさんしゅぎょこう）**

漁港漁場整備法において、第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものを「特定第3種漁港」と定めている。なお、漁港については、その利用範囲が地元の漁業を主とするものを「第1種漁港」、その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないものを「第2種漁港」、その利用範囲が全国的なものを「第3種漁港」、離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なものを「第4種漁港」

と定めている。

#### **都市計画基礎調査（としけいかくきそちょうさ）**

都市計画区域について、都道府県がおおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの事項に関する現況及び将来の見通しについて行う調査のこと。

#### **都市計画区域（としけいかくくいき）**

市の中心市街地を含み、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域のこと。

#### **都市計画道路（としけいかくどうろ）**

都市計画法に基づいて計画された道路のことで、「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」がある。

#### **都市施設（としせつ）**

都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作るもので、都市計画法に基づいて計画された施設のこと。都市施設として都市計画に定めることができるものには、「交通施設」「公共空地」「供給・処理施設」「水路」「教育文化施設」「医療・社会福祉施設」「市場、と畜場、火葬場」「一団地の住宅施設」「一団地の官公庁施設」「流通業務団地」「電気通信施設、防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設」がある。

#### **土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき）**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域のこと。

#### **トライアルステイ（とらいあるすてい）**

移住を検討されている方に、空き家等を活用して短期間のお試し居住を体験していただくことにより「移住のきっかけづくり」を行うプログラムのこと。

### **な行**

#### **二地域居住（にちいききよじゅう）**

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3ヶ月程度）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

#### **農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）**

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、都道府県が指定する地域のこと。

**農用地区域（のうようちくいき）**

市町村が、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく農用地利用計画を作成した上で、農業上の利用を図るべき区域（農用地区域）を定めるもので、この区域の農地においては、農地以外の土地利用が厳しく制限されており、一部のわずかな例外（公共事業等）を除いて農地転用は許可されない等といった制限がかかる。

**農林業センサス（のうりんぎょうせんさす）**

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供する目的で、全国的な規模で実施している調査。「昭和4年農業調査」が始めとされている。

**は行****バイオマス（ばいおます）**

動植物から生まれた再生可能な有機資源のことで、代表的なものに家畜排泄物や生ごみ等がある。

**ハザードマップ（はざーどまっぷ）**

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

**バリアフリー（ばりあふりー）**

道や床の段差を無くすなど、高齢者や障害者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方のこと。

**風致地区（ふうちちく）**

都市における樹林地、海浜地等の良好な自然的景観及びそれと一体となった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として指定した区域のこと。

**プレジャーボート（ぶれじゃーぼーと）**

モーターボート、ヨット等、海洋レクリエーションに使用される船艇の総称のこと。

**ま行****三浦市まちづくり条例（みうらしまちづくりじょうれい）**

三浦市のまちづくりにおける市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民がまちづくりに積極的に参画できる仕組みや開発事業の手続等を定めたもので、三浦市の基本構想（総合計画）や都市計画マスタープランに示す三浦市の将来像実現に寄与することを目的としている。（平成21年4月1日施行）

**ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン（みしゅらん・ぐりーんがいで・じゃぽん）**

フランスで発売されている日本を訪れる外国人観光客向けガイドブックのことで、豊かな自然や多彩な文化遺産など各地を独自の方法で調査し、特にお勧めしたい場所は、旅行者へのお勧め度という観点で、「★★★（わざわざ旅行する価値がある）」「★★（寄り

道する価値がある)」「★(興味深い)」と、三つ星から一つ星までの星の数で表している。

#### **密集市街地(みっしゅうしがいち)**

当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能が確保されていない市街地をいう。

### **や行**

#### **ユニバーサルデザイン(ゆにばーさるでざいん)**

高齢であることや障害の有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

#### **ユネスコ無形文化遺産(ゆねすこむけいぶんかいさん)**

平成15年のユネスコ総会において採択された無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産保護条約)において、無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいうとされており、日本は平成16年にこの条約を締結した。

#### **用途地域(ようちいき)**

都市計画法に基づき指定される住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域のこと、用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められる。

### **ら行**

#### **レンタサイクル(れんたさいくる)**

自転車を有料で貸し出すことをいう。一般的に、鉄道などの駅近くに設置されたサイクルポート(貸出し・返却拠点)から、往復利用の鉄道末端交通に供されるシステムを指すことが多いが、シェアサイクルやコミュニティサイクルと称される駅以外にも設置される複数のサイクルポートを結びつけるシステムにおいても、レンタサイクルと称されることがある。(市内で展開される「みうらレンタサイクル」は後者をさす)。



## 2. 改訂までの経緯

### 平成 29 年度

- 平成 29 年 5 月 19 日 第 1 回 三浦市都市計画審議会開催
- 平成 29 年 8 月 10 日 第 2 回 三浦市都市計画審議会開催
- 平成 29 年 11 月 15 日 第 1 回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会開催
- 平成 29 年 11 月 22 日 第 3 回 三浦市都市計画審議会開催
- 平成 30 年 2 月 1 日 第 2 回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会開催
- 平成 30 年 2 月 20 日 第 4 回 三浦市都市計画審議会開催

### 平成 30 年度

- 平成 30 年 6 月 25 日 第 1 回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会開催
- 平成 30 年 7 月 24 日 第 1 回 三浦市都市計画審議会開催
- 平成 30 年 8 月 23 日 第 2 回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会開催
- 平成 30 年 10 月 31 日 第 3 回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会開催
- 平成 30 年 11 月 20 日 第 2 回 三浦市都市計画審議会開催
- 平成 31 年 1 月 22 日 ,24 日 ,25 日 市民説明会開催
- 平成 31 年 3 月 2 2 日 第 3 回 三浦市都市計画審議会開催

### 令和元年度

- 令和元年 5 月 27 日 第 1 回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会開催
- 令和元年 7 月 23 日 第 1 回 三浦市都市計画審議会開催
- 令和元年 8 月 13 日～9 月 11 日 パブリックコメント実施
- 令和元年 10 月 29 日 第 2 回 三浦市都市計画審議会開催

### 3. 委員名簿

#### 三浦市都市計画審議会名簿

令和元年6月時点

区分	役職	氏名	所属団体等	小委員会
学識経験のある者	会長	柳沢 厚	C- まち計画室	
	委員	大沢 昌玄	日本大学	委員
	委員	中島 直人	東京大学大学院	委員長
	委員	中津 秀之	関東学院大学	
市議会議員	委員	小林 直樹	三浦市議会	
	委員	藤田 昇	三浦市議会	
	委員	出口 眞琴	三浦市議会	副委員長
	委員	出口 正雄	三浦市議会	
神奈川県職員	委員	峯村 徹哉	神奈川県横須賀土木事務所	委員
	委員	深澤 慎一	神奈川県警察三崎警察署	
市民	委員	山田 光雄	三浦市区長会	
	委員	鈴木 明	三浦商工会議所	委員
	委員	出口 吉男	三浦市農業協同組合	
臨時委員	委員	渡辺 修平	一般社団法人三浦市観光協会	委員
	委員	鈴木 清	みうら漁業協同組合	委員

#### 前委員

区分	役職	氏名	所属団体等	離職日
神奈川県職員	委員	田中 稔	神奈川県警察三崎警察署	平成29年 9月20日
神奈川県職員	委員	関矢 博己	神奈川県横須賀土木事務所	平成30年 3月31日
学識経験のある者	委員	星野 芳久	関東学院大学	平成30年 4月30日
市民	委員	鈴木 寧夫	三浦市区長会	平成30年 4月30日
神奈川県職員	委員	飯高 一之	神奈川県警察三崎警察署	平成31年 3月12日
市議会議員	副会長	草間 道治	三浦市議会	令和元年 5月22日
神奈川県職員	委員	久保 徹	神奈川県横須賀土木事務所	令和元年 5月31日

※敬称略

# 三浦市都市計画マスタープラン

令和元年 12 月

編集・発行 三浦市都市環境部都市計画課

〒 238-0298

神奈川県三浦市城山町 1-1

電話 046-882-1111 (代表)

FAX 046-881-0148

ホームページ <http://www.city.miura.kanagawa.jp/>